

公益社団法人岩手県猟友会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人岩手県猟友会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を岩手県盛岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、野生鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図るとともに、鳥獣捕獲等の担い手を確保し、もって自然環境の保護、生活環境の保全及び農林水産業被害を防止し、また災害、事故発生時の捜索活動への協力など地域貢献を通じて、自然環境の恵沢を享受できる県民生活の確保及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 野生鳥獣の保護、管理に関する事業
- (2) 鳥獣捕獲等の担い手確保、育成に関する事業
- (3) 地域環境の保全及び有害鳥獣の捕獲等に関する事業
- (4) 野生鳥獣の生態及び生息状況等の調査研究に関する事業
- (5) 災害、事故発生時の捜索活動への協力支援に関する事業
- (6) 狩猟者登録事務等に関する事業
- (7) 適正狩猟の推進に関する事業
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 岩手県内の市・郡・町・村等を1区域として岩手県内に居住する狩猟者で構成される団体
 - (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人または団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 本会の正会員又は賛助会員になろうとするものは、会長が別に定める入会申込書により会長に申し込まなければならない。

- 2 入会は、理事会においてその可否を決定のうえ入会申込書を受理し、これを入会申込者に通知するものとする。

(会費)

第7条 正会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める会費に関する規程に基づき会費を支払わなければならない。

- 2 賛助会員は、総会において別に定める会費に関する規程に基づき賛助会費を納入しなければならない。
- 3 既納の会費その他の拠出金品は、返還しない。

(任意退会)

第8条 正会員及び賛助会員は、会長が別に定める退会届を提出することにより、いつでも任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第17条第2項に規定する総会決議に基づき除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規程に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を当該事業年度の3月末日までに履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 理事及び監事の責任の一部免除
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びに財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。

- 2 定時総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、会長は、総会の日前の1週間前までに、正会員に対し必要事項を記載した書面により通知を発ししなければならない。ただし、第18条第1項の規定により、総会に出席できない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発ししなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長とする。

(議決権)

第16条 正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 第43条に規定する事項
- (6) その他法令又はこの定款で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に規定する定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面決議等)

第18条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面により決議し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任する事ができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第19条 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその会議に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印するものとする。

第 5 章 役員

(役員の設定)

第 21 条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 7 名以上 12 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち、1 名を会長、2 名以内を副会長、1 名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 本会の理事のうちには、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。

5 会長及び専務理事の権限は、理事会が別に定める職務権限に関する規則による。

6 会長及び専務理事は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を越える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 25 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 21 条に規定する定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、第 17 条第 2 項に規定する総会決議に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第 27 条 理事及び監事に対し、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める役員の報酬等に関する規程に従って算定した額を報酬として支給する事ができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(名誉会長及び顧問)

第 28 条 本会に、名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長は総会の決議により推戴し、顧問は理事会において任期を定めた上で、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応じて重要な会務について意見を述べるものとする。

4 名誉会長及び顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除又は限定)

第 29 条 本会は、法人法第 112 条の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の本会に対する損害賠償責任の一部又は全部を、総正会員の同意によって免除することができる。

2 本会は、法人法第 113 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の本会に対する損害賠償責任を、法令の限度において総会の決議によって免除することができる。なお、この場合の総会決議は、第 17 条第 2 項に規定する方法によらなければならない。

3 本会は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の本会に対する損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

4 本会は、法人法第 115 条第 1 項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる本会に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法人法第 113 条で規定する最低責任限度額とする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に規定するもののほか本会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任する事ができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 第 29 条第 3 項の責任の免除及び同条第 4 項の責任限定契約の締結
- 3 本会が保有する租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の適用を受けた株式(出資)について、その後取得した同一の銘柄の株式(出資)を含め、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(理事現在数)の 3 分の 2 以上の承認を要する。

(種類及び開催)

第 32 条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を越える間隔で 2 回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 法人法第 101 条第 2 項及び第 3 項に基づき、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号の規定により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号の規定により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号の規定に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長とする。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序に従い、他の理事が理事会の議長となる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときは、その限りでない。
- 3 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告する事を要しない。

4 前項の規定は、第 23 条第 6 項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長が事故等やむを得ない理由により出席できなかつた場合は、出席した理事及び監事の全員が前項の議事録に記名押印する。

3 前項の規定にかかわらず、会長の選定を行う理事会においては、出席した理事及び監事の全員が第 1 項の議事録に記名押印する。

第 7 章 委員会

(委員会)

第 37 条 本会の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 8 章 資産及び会計

(財産の管理・運用)

第 38 条 本会の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理及び運用に関する規則によるものとする。

(事業年度)

第 39 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 会長は、第 1 項の理事会決議を経た事業計画書及び収支予算書等を毎事業年度開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 41 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については

承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 第1項の承認を受けた書類については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 5 本会は、第2項の定時総会の終結後直ちに、第49条及び法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第42条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入れ及び重要な財産の処分又は譲受け)

- 第43条 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、第17条第2項に規定する総会決議を経なければならない。
- 2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、第17条第2項に規定する総会決議を経なければならない。

(会計原則等)

- 第44条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
- 2 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第45条 この定款は、第17条第2項に規定する総会決議により変更することができる。ただし、第47条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。
- 2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（ただし、軽微なものを除く。）をしようとするときは、その変更事項につき、行政庁の認定を受けなければならない。
 - 3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第46条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第47条 本会が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（ただし、その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議

を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 本会の公告は、主たる事務所の公衆が見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 事務局

(事務局)

第50条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を得て会長が任免し、その他の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局長は、専務理事をもって充てることができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第51条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 定款に定める機関（総会及び理事会）の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (8) 事業計画書及び収支予算書
 - (9) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書
 - (10) 監査報告
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、次条第2項に規定する情報公開規則によるものとする。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第52条 本会は、公正に開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開に関する規則によるものとする。

(個人情報の保護)

第 53 条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 13 章 補則

(委任)

第 54 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に規定する公益法人の設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。
- 2 本会の最初の会長は、佐々木洋平とする。
- 3 本会の最初の専務理事は、菅野範正とする。
- 4 整備法第 106 条第 1 項に規定する特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 39 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

- 1 この定款は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。